

平成28年度笠間市
予算特別委員会記録 第1号（設置委員会）

平成28年3月3日（木曜日） 午後2時50分開会

第2会議室

本日の会議に付した案件

- 1) 委員長の互選について
- 2) 副委員長の互選について
- 3) その他

出席委員

委	員	田	村	泰	之	君
	〃	橋	本	良	一	君
	〃	石	田	安	夫	君
	〃	飯	田	正	憲	君
	〃	西	山		猛	君
	〃	石	松	俊	雄	君
	〃	萩	原	瑞	子	君
	〃	大	関	久	義	君
	〃	市	村	博	之	君

欠席委員

なし

出席説明員

なし

出席議会事務局職員

事務局長	石	上	節	子
事務局次長	飛	田	信	一
次長補佐	渡	辺	光	司

午後2時50分開会

○石上議会事務局長 それでは、お疲れのところご苦労さまでございます。先ほどの本会

議の中で、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定に基づきまして予算特別委員会が設置されまして、9名の方が選出されました。本日は予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますが、ここで、議長がおいでになっておりますので、議長から一言ご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○藤枝議長 本日は、常任委員会と本会議と続きまして、28年度の新年度予算に対する予算特別委員会ということで、委員の皆様には引き続き大変ご苦労さまでございますけれども、慎重なる審議をしていただきたいと思います。これから3日間長いとは思いますが、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

○石上議会事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の委員が臨時委員長の職務を行うことになっておりますので、年長委員の市村委員よろしくお願いいたします。

〔市村臨時委員長着席〕

○市村臨時委員長 大変ご苦労さまです。それでは、年長ということで務めさせていただきます。

委員会条例第10条第2項の規定に基づきまして、臨時の委員長を務めさせていただきます。何分ふなれでございますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○市村臨時委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開きます。

なお、本日の委員会には、事務局より局長、次長、次長補佐が出席しております。

会議の記録は、書記の渡辺次長補佐をお願いいたします。

○市村臨時委員長 それでは、委員長の互選を行います。

委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっており、互選の方法は、会議規則第126条第1項では投票で行うことになっておりますが、これまでは同第4項により指名推選の方法で決めておりました。どのようにしたらよろしいでしょうか、皆さんにお諮りをしたいと思います。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○市村臨時委員長 指名推選でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○市村臨時委員長 暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

○市村臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

委員長は、私から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市村臨時委員長 ご異議なしと認め、私から指名いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員長に、石田安夫委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市村臨時委員長 ご異議なしと認めます。よって、石田安夫委員が予算特別委員会委員長に決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。

〔市村臨時委員長退席、石田委員長着席〕

○石田委員長 ただいま予算特別委員会委員長にご指名いただき、大変にありがとうございます。ふなれですけれども、委員各位のご協力をいただきまして、平成28年度各会計予算の内容等について審査する重責を担うことになりましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○石田委員長 それでは、副委員長の互選について伺います。

互選の方法は、会議規則第126条第1項により投票で行うことになっておりますが、これまで副委員長の互選については、休憩を挟み指名推選の方法で決めておりましたが、どのようにしたらよいですか、意見をお願いいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 暫時休憩します。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○石田委員長 休憩を解きます。

お諮りいたします。

副委員長に、飯田正憲君を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 では、副委員長に飯田正憲君を指名いたします。

○石田委員長 次に、その他に入ります。

ここで協議したいことがございます。

予算特別委員会は、3日間と限られた日数で審査をすることになります。質疑の回数は、

これまでは1人続けて3回までとし、特に委員長が認めた場合は続けて質疑を行うことができたが、今回も従前どおり3回を基本とし、特に委員長が認めた場合は続けて質疑を許可することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

ここで再度確認いたします。

予算特別委員会の審査は、3月8日火曜日午前10時より全員協議会室において開きますので、時間厳守の上、ご参集願います。

○石田委員長 本日は、これをもちまして予算特別委員会を閉会といたします。大変にご苦勞さまでした。

午後3時00分散会